

令和3年度 岸和田市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度岸和田市上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 88,169 戸(令和4年3月末見込) |
| (2) 年 間 総 配 水 量 | 22,250,000 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 配 水 量 | 60,959 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | ① 新設改良事業 433,670 千円 |
| | ② 第3次施設更新事業 1,161,349 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | | |
|-----------|--|--------------|
| 第1款 事業収益 | | 4,182,634 千円 |
| 第1項 営業収益 | | 3,791,968 千円 |
| 第2項 営業外収益 | | 390,536 千円 |
| 第3項 特別利益 | | 130 千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 事業費用 | | 3,982,819 千円 |
| 第1項 営業費用 | | 3,746,714 千円 |
| 第2項 営業外費用 | | 230,905 千円 |
| 第3項 特別損失 | | 2,200 千円 |
| 第4項 予備費 | | 3,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額786,272千円は、過年度分損益勘定留保資金33,876千円、当年度分損益勘定留保資金617,512千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額134,884千円で補てんするものとする。)

| 収 入 | | |
|---------------|--|--------------|
| 第1款 資本的収入 | | 1,553,678 千円 |
| 第1項 企業債 | | 1,278,400 千円 |
| 第2項 固定資産売却代金 | | 30 千円 |
| 第3項 他会計負担金 | | 17,400 千円 |
| 第4項 他会計繰入金 | | 135,600 千円 |
| 第5項 工事負担金 | | 19,248 千円 |
| 第6項 補助金 | | 53,000 千円 |
| 第7項 他会計貸付金返還金 | | 50,000 千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 資本的支出 | | 2,339,950 千円 |
| 第1項 建設改良費 | | 1,604,529 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | | 735,421 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------|----------------|-----------|
| 給 配 水 管 修 繕 | 令和3年度から令和5年度まで | 326,000千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 | | | | |
|-------------|---------------|---|---|----------------------------|-----------|----------|-------------------------------|--------------------------|
| | | | | 借入先 | 償還期限 | 据置期間 | 償還方法 | その他 |
| 新 設 改 良 事 業 | 千円 323,300 | 普通貸借又は証券発行ただし事業の進捗状況により起債額の全部又は一部を起債前借することができる。 | %以内 10 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政 府 機 構 銀 行 そ の 他 | 年以内 40 | 年以内 5 | 年賦、半年賦、元金均等若しくは元利均等償還又は満期一括償還 | 必要に応じて繰上償還又は借り換えることができる。 |
| 第3次施設更新事業 | 955,100 | | | | | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 550,182 千円

(2) 交際費 50 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、51,727千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、47,863千円と定める。

令和3年2月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平